

『産業用ロボット特別教育（教示＋検査）』 （学科のみ）

労働安全衛生法第59条の定めるところにより、労働安全衛生規則第36条に該当する産業用ロボット取扱い業務は、特別教育規程に基づいた『産業用ロボット特別教育』を修了した者でなければ当該業務に就いてはならず、就かせてはならないことになっています。

当協会は、事業者に代わって標記教育の内、学科に係る教育を実施するものです。

実技教育は事業所で、法で定める教育を実施願います。

法令根拠：安全衛生法第59条 安衛則第36条第31号・32号

1. 日時・場所

回	日 程	時 間
第1回	2019年 8月29日～30日（木・金）	1日目：9:10～17:30
第2回	2020年 3月 4日～ 5日（水・木）	2日目：9:00～17:10
会 場	若松市民会館（JR若松駅前）2F 第三集会室	

（注）受講希望者が少数の場合は、中止若しくは延期する場合がございますのでご了承願います。

2. 受講料・テキスト代（消費税込）

2019年4月1日～9月30日まで（消費税8%を含む） (単位：円)

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	16,200	1,940	18,140
一 般	18,360		20,300

2019年10月1日以降（消費税10%を含む） (単位：円)

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	16,500	1,980	18,480
一 般	18,700		20,680

3. カリキュラム

日 程	科 目	範 囲	時 間
1日目	産業用ロボットに関する知識	産業用ロボットの種類、制御方法、駆動方法、各部の構造及び機能並びに取扱いの方法、制御部品の種類及び特性	4.0時間
	関係法令（RA含む）	法、令及び安衛則中の関係条例	2.0時間
2日目	教示等の作業に関する知識	教示等の作業の方法・危険性、関連する機械等との連動の方法	4.0時間
	検査等の作業に関する知識	検査等の作業の方法・危険性、関連する機械等との連動の方法	4.0時間
合 計			14.0時

4. 申込み方法：

- ① 所定の受講申請書を郵送又はFAXにて若松労働基準協会へお申し込みください。
なお、受講申請書を前もってFAXをして頂きますと、予約として受講枠確保します。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しはできません。
- ③ 受講票は振込み（ご入金）確認後、受講日の1週間前を目処に送付します。

5. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階
TEL：093-751-6563、 **FAX：093-863-6567**
受講料振込先：北九州銀行若松支店 普通預金：6072367 若松労働基準協会
(振込手数料は貴社でご負担願います)

FAX:093-863-6567

【産業用ロボット特別教育】受講申請書

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな 受講者氏名		生年月日 (昭和・平成)	〒	現住所
		(昭和・平成)	〒	
		(昭和・平成)	〒	
		(昭和・平成)	〒	
		(昭和・平成)	〒	
所 属 事 業 所	所在地	〒		
	事業所名 (印不要)	業 種 製造業 建設業 その他		
		TEL	FAX	
連絡先	担当者所属・氏名			(電話)
				(FAX)
【受講希望日】 月 日		受講料振込予定日	年 月 日	
		受講料(合計)	円	
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名:若松・その他()協会]				
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員ではない				

この受講申請書にご記入いただいた個人情報は講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。
また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません

申請年月日: 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿

産業用ロボットに係る実技特別教育について

学科の特別教育が修了した方に対する実技の特別教育は、産業用ロボットの種類が多種多様であり、画一的な教材で実施することは実情にそぐわないと思われるため、それぞれの事業場で実施して頂くことにしています。
実施については下記によりお願いいたします。

記

1. 教育の科目・時間等は次の通り。

使用するテキストは、中災防発行「産業用ロボットの安全必携」（特別教育用テキスト）をおすすめします。

① 教示等の業務に係る教育

産業用ロボットの操作の方法 1 時間

- ・画面操作
- ・ジョグ動作

産業用ロボットの教示等の作業の方法 2 時間

- ・プログラム名称登録
- ・プログラム作成
- ・軌跡確認
- ・自動運転

② 検査等の業務に係る教育

産業用ロボットの検査等の作業の方法 3 時間

- ・データバックアップ
- ・基板交換
- ・原点位置合わせ

2. 講師の適任者が社内におられない場合には、メーカーなどに依頼する等の方法により実施して下さい。

教育実施に際しては、講師・受講者の安全に留意して下さい。

3. 実技教育が終了した場合には、安全衛生特別教育規程に基づき教育実施記録に証明印（所属長印）を押印し保存しておいて下さい。